

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 建築士法による行政処分……………一
- …（都市整備局市街地建築部建築企画課）…一
- 建築基準法による道路の指定の取消し……………一
- …（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第三課）…一
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案等……………二
- …（環境局総務部環境政策課）…二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………七
- …（環境局多摩環境事務所環境改善課）…七
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………八
- …（同）…八
- 生活保護法による介護機関の指定……………九
- …（福祉保健局生活福祉部保護課）…九
- 保安林の指定予定（三件）……………二
- …（産業労働局農林水産部森林課）…二
- 保安林の指定……………二
- …（同）…二
- 認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出……………三
- …（生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課）…三
- 認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出……………三
- …（同）…三
- 開発行為に関する工事完了……………三

告示

- …（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…三
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………三
- …（産業労働局商工部地域産業振興課）…三
- 土地収用法による収用の裁決手続開始……………三
- …（東京都収用委員会）…三

●東京都告示第四十八号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号。以下「法」という。）第二十六条第一項の規定による建築士事務所の処分をしたので、同条第四項において準用する法第十条第五項及び建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）第二十二條の六の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年一月二十三日

東京都知事 小池 百合子

一 被処分者

- (一) 名称 さくらコンサル株式会社 一級建築士事務所
 - (二) 所在地 渋谷区恵比寿一丁目十一番二号 アサヒビル三階
 - (三) 開設者の名称及びその代表者の氏名 さくらコンサル株式会社 覚張 誠
 - (四) 建築士事務所の別 一級建築士事務所
 - (五) 登録番号 東京都知事登録第六二五二九号
- 二 処分をした年月日
令和四年十二月五日

●東京都告示第四十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十二条第二項の規定による道路の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年一月二十三日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

取消しに係る道路の種類	取消年月日	取消しに係る道路の位置	取消しに係る道路の延長及び幅員（単位メートル）	名 取 伸 明
法第四十二条第二項の規定による道路	令和四年十二月二十八日	あきる野市小中野字子生前	延長 五五・〇一 幅員 百九十六番二	あきる野市小中野字子生前 延長 三九・一〇 幅員 二百十九番一及び同番二の各一部
同右	同右	あきる野市小中野字子生前	延長 四・〇〇 幅員 二百十九番一及び同番二の各一部	あきる野市小中野字子生前 延長 三九・一〇 幅員 二百十九番一及び同番二の各一部

●東京都告示第五十号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第四十八条の規定に基づき、(仮称)中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業について、環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)及びその概要の提出があり、条例第四十九条第一項の規定に基づき、事業段階関係地域を定めたので、条例第五十二条の規定により、次のとおり告示する。

令和五年一月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業段階関係地域の範囲

中野区 中野一丁目、中野二丁目、中野三丁目、中野四丁目、中野五丁目、中野六丁目、中央四丁目、中央五丁目、上高田二丁目、新井一丁目、新井二丁目、新井三丁目、新井四丁目、新井五丁目、野方一丁目及び野方二丁目の区域
杉並区 高円寺北一丁目、高円寺南一丁目及び高円寺南五丁目の区域

二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

野村不動産株式会社
代表取締役社長 松尾 大作
新宿区西新宿一丁目二十六番二号
東急不動産株式会社
代表取締役社長 岡田 正志
渋谷区道玄坂一丁目二十一番一号
住友商事株式会社
代表取締役 兵頭 誠之
千代田区大手町二丁目三番二号

ヒューリック株式会社

代表取締役社長 前田 隆也

中央区日本橋大伝馬町七番三号

東日本旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 深澤 祐二

渋谷区代々木二丁目二番二号

三 対象事業の名称及び種類

(仮称)中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業

発事業

高層建築物の設置

四 対象事業の内容の概略

対象事業は、中野区中野四丁目に位置する約二・三ヘクタールの事業区域において、事務所、住宅、店舗、ホテル、ホール、駐車場等を新設し、複合的な市街地を形成するものである。

五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、風環境、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスについて評価を行い、その結論は別記のとおりである。

六 評価書案の縦覧

(一) 期間

令和五年一月二十三日から同年二月二十一日まで。

ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 中野区環境部環境課

中野区中野四丁目八番一号

イ 杉並区環境部環境課

杉並区阿佐谷南一丁目十五番一号

ウ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参、郵送又は東京電子自治体共同運営サービスにより提供される電子申請サービス(以下「電子申請サービス」という。)

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地)

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

令和五年三月八日

(四) 提出先

ア 持参又は郵送

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三〇一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目

八番一号

イ 電子申請サービス

入力先は、東京都環境局ホームページに掲載する。
ホームページアドレス

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessment/reading_guide/index.html

別記 (原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施に伴う環境に及ぼす影響は、事業の内容や計画地及びその周辺における地域の概況を考慮した上で環境影響評価項目を選定し、現況調査及び予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表 1(1)～(8)に示すとおりである。

表 1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気汚染	<p>①工事の施行中</p> <p>【建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】</p> <p>二酸化窒素の年平均値の年間 98%値は最大着地濃度出現地点で 0.064ppm であり、評価の指標とした環境基準 (0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下) を上回る。また、建設機械の稼働に伴う寄与率は 72.8% である。浮遊粒子状物質の年平均値の 2% 除外値は最大着地濃度出現地点で 0.047 mg/m³ であり、評価の指標とした環境基準 (0.10mg/m³ 以下) を満足する。また、建設機械の稼働に伴う寄与率は 26.6% である。</p> <p>工事の施行中は、建設機械の稼働による寄与率を少なくするため、最新の排出ガス対策型の建設機械の使用に努めるとともに、計画的かつ効率的な工事工程を検討やアトリエノブラストゾンの周知・徹底等により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響の低減に努める。</p> <p>【工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】</p> <p>二酸化窒素の年平均値の年間 98%値は 0.031～0.032ppm であり、評価の指標とした環境基準 (0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下) を満足する。また、工事用車両の走行に伴う寄与率は 0.2～2.9% である。浮遊粒子状物質の年平均値の 2% 除外値は 0.038 mg/m³ であり、評価の指標とした環境基準 (0.10mg/m³ 以下) を満足する。また、工事用車両の走行に伴う寄与率は 0.1% 未満である。</p> <p>②工事の完了後</p> <p>【関連車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】</p> <p>二酸化窒素の年平均値の年間 98%値は 0.030～0.031ppm であり、評価の指標とした環境基準 (0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下) を満足する。また、関連車両の走行に伴う寄与率は 0.1% 未満～0.2% である。浮遊粒子状物質の年平均値の 2% 除外値は 0.038 mg/m³ であり、評価の指標とした環境基準 (0.10mg/m³ 以下) を満足する。また、関連車両の走行に伴う寄与率は 0.1% 未満である。</p> <p>以上のことから、関連車両の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。</p> <p>【地下駐車場の供用に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】</p> <p>二酸化窒素の年平均値の年間 98%値は最大着地濃度出現地点で 0.031ppm であり、評価の指標とした環境基準 (0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下) を満足する。また、地下駐車場の供用に伴う寄与率は 0.5% である。浮遊粒子状物質の年平均値の 2% 除外値は最大着地濃度出現地点で 0.038 mg/m³ であり、評価の指標とした環境基準 (0.10mg/m³ 以下) を満足する。また、地下駐車場の供用に伴う寄与率は 0.1% 未満である。</p> <p>以上のことから、地下駐車場の供用に伴う大気質への影響は小さいと考える。</p> <p>【熱源施設の利用に伴い発生する二酸化窒素の大気中における濃度】</p> <p>二酸化窒素の年平均値の年間 98%値は最大着地濃度出現地点で 0.031ppm であり、評価の指標とした環境基準 (0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下) を満足する。また、熱源施設の利用に伴う寄与率は 3.8% である。</p> <p>以上のことから、熱源施設の利用に伴う大気質への影響は小さいと考える。</p>

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
2. 騒音・振動	<p>①工事の施行中</p> <p>【建設機械の稼働に伴う騒音・振動】</p> <p>建設機械の稼働に伴う騒音レベル(L_{eq})は、工事開始14ヶ月目(解体工事(地上))で68dB(計画地南側敷地境界)、工事開始34~36ヶ月目(建設工事(解体工事(地下)を含む))で77dB(計画地西側敷地境界)であり、すべての予測の対象時点で評価の指標とした「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(以下「環境確保条例」という。))の報告基準(85dB)を下回る。建設機械の稼働に伴う振動レベル(L_v)は、工事開始14ヶ月目(解体工事(地上))で70dB(計画地南側敷地境界)、工事開始34~36ヶ月目(建設工事(解体工事(地下)を含む))で74dB(計画地西側敷地境界)であり、すべての予測の対象時点で評価の指標とした「環境確保条例」の報告基準(75dB)を下回る。</p> <p>以上のことから、建設機械の稼働に伴う騒音・振動への影響は小さいと考える。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動】</p> <p>将来交通量による騒音レベル(L_{no})は57~69dB、工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は1dB未満~2dBであり、No.6(区道22-60)で評価の指標とした「環境基本法」に基づく環境基準(65dB)を上回るが、将来基礎交通量による騒音レベルにおいて環境基準を上回っており、工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は1dBである。また、その他の予測地点では評価の指標とした「環境基本法」に基づく環境基準(60~70dB)を下回る。</p> <p>将来交通量による振動レベル(L_v)は昼間で41~57dB、夜間で37~57dBであり、No.3(都道25号(早稲田通り))の夜間で評価の指標とした「環境確保条例」に基づく日常生活等に適用する振動の規制基準(夜間:55dB)を上回るが、将来基礎交通量による振動レベルにおいて規制基準を上回っており、工事用車両の走行に伴う振動レベルの増加分は1dBである。また、その他の予測地点では評価の指標とした「環境確保条例」に基づく日常生活等に適用する振動の規制基準(昼間:55~65dB、夜間:50~60dB)を下回る。工事用車両の走行に伴う振動レベルの増加分は昼間で1dB未満~4dB、夜間で1dB未満~2dBである。</p> <p>以上のことから、工事用車両の走行に伴う騒音・振動への影響は小さいと考える。</p>

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
2. 騒音・振動(続き)	<p>②工事の完了後</p> <p>【関連車両の走行に伴う道路交通騒音・振動】</p> <p>将来交通量による騒音レベル(L_{no})は昼間で56~69dB、夜間で50~66dBであり、No.1,3,11(都道25号(早稲田通り))の夜間、No.6(区道22-60)の昼間、No.12(区道22-450)の昼間及び夜間で評価の指標とした「環境基本法」に基づく環境基準(昼間:60,65dB、夜間:55,65dB)を上回るが、No.1,3,11,12の夜間、No.6の昼間では将来基礎交通量による騒音レベルにおいて環境基準を上回っており、関連車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は1dB未満である。No.12の昼間では環境基準を上回るもの、関連車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は1dBである。また、その他の予測地点では評価の指標とした「環境基本法」に基づく環境基準(昼間:65~70dB、夜間:60~65dB)を下回る。関連車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は昼間及び夜間ともに1dB未満~1dBである。</p> <p>将来交通量による振動レベル(L_v)は昼間で40~56dB、夜間で38~56dBであり、No.3(都道25号(早稲田通り))の夜間で評価の指標とした「環境確保条例」に基づく日常生活等に適用する振動の規制基準(夜間:55dB)を上回るが、将来基礎交通量による振動レベルにおいて規制基準を上回っており、関連車両の走行に伴う振動レベルの増加分は1dB未満である。また、その他の予測地点では評価の指標とした「環境確保条例」に基づく日常生活等に適用する振動の規制基準(昼間:55~65dB、夜間:50~60dB)を下回る。関連車両の走行に伴う振動レベルの増加分は昼間及び夜間ともに1dB未満~1dBである。</p> <p>以上のことから、関連車両の走行に伴う騒音・振動への影響は小さいと考える。</p>
3. 土壌汚染	<p>①工事の施行中</p> <p>【土壌汚染の規制・移動等に伴う土壌への影響の内容及び程度】</p> <p>計画地は「土壌汚染対策法」に係る要措置区域及び形質変更要届出区域には指定されていないが、過去には日軍施設、警察大学校の敷地の一部であり、施設の利用状況から、土壌汚染のおそれ否定できないと考える。今後、「土壌汚染対策法」及び「環境確保条例」に基づく手続を行い、適切に対処する。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「新たな地域に土壌汚染を拡散させないこと」を満足すると考える。</p>

表1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
4. 地盤	<p>①工事の施行中 【掘削工事に伴う地盤の変形の範囲及び程度】 掘削工事に伴う地盤の変形を生じさせる要因として、山留壁の変形による地盤の変形が考えられる。 山留壁の変形による地盤の変形については、本事業では最大 T.P. 約+15m (G.L. 約-24m) まで掘削する計画であるが、最深部を含む地下構築範囲の掘削工事に伴って、山留壁として遮水性及び剛性の高いソイルセメント壁を施工する計画である。なお、ソイルセメント壁の施工にあたっては、詳細なボーリング調査をもとに根入れ深さを決定する。 また、地下躯体の施工にあたっては、地盤変形等への影響をできるだけ少なくするために逆打ち工法を採用する計画である。 以上のことから、評価の指標とした「地盤沈下又は地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」を満足すると考える。 【掘削工事に伴う地下水の水位及び状況の変化による地盤沈下の範囲及び程度】 本事業では、掘削範囲の周囲に遮水性の高いソイルセメント壁を T.P. 約+13m (G.L. 約-26m) まで施工し、掘削範囲内の第1帯水層の武蔵野礫層 (M₁) 及び第2帯水層の東京礫層 (T₀) をソイルセメント壁で外部と分離・遮水することと、掘削範囲への地下水の湧出を抑制する計画である。また、掘削工事にあたり掘削範囲に滞留している地下水を排水するが、限られた範囲の排水であることから、計画地及びその周辺の地下水位への影響はないと予測する。 被圧地下水である第3帯水層の上総層砂質土層 (Ka-s1) を対象とする地下水位は T.P.+24.10~27.23m であり、本事業では最大 T.P. 約+15m (G.L. 約-24m) まで掘削する計画であることから、盤ぶくれが生じるおそれがある。このため、デレーブ工法を用いて減圧排水を行うが、計画地周辺の地下水位への影響を低減するため、減圧排水は盤ぶくれ防止のために必要最低限の排水量及び期間となるよう配慮する。また、計画地内の粘土層 (L₁)、東京層 (T_{0-e}) 及び上総層粘性土層 (Ka-e1) における過圧密比 (O.C.R) は 1.6~6.2 の過圧密状態であることから、盤ぶくれ防止の減圧排水等による圧密沈下が生じる可能性は低いと予測する。 工事の施行中においては、地盤変動と第1帯水層~第3帯水層を対象とした地下水位のモニタリングを掘削工事着手前から地下躯体工事完了後の1年間まで実施し、継続的に監視しながら施工を行う。なお、地下躯体工事完了後の1年間で地盤変動及び地下水の水位の安定が確認できない場合には、地盤変動及び地下水の水位の安定が確認できるまで継続して監視を行う。 以上のことから、評価の指標とした「地盤沈下又は地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」を満足すると考える。</p> <p>②工事の完了後 【地下構築物等の存在に伴う地下水の水位及び流量の変化による地盤沈下の範囲及び程度】 本事業では、山留壁の設置及び地下構築物の存在により、地下水の水位及び流量を及ぼす可能性がある。 既存資料調査及び現地調査結果を踏まえると、計画地周辺の帯水層は連続的かつ広域に分布しているものと想定される。これに対し、計画建築物の地下躯体が占める範囲は計画地内のみの限定的なものである。そのため、地下躯体が建築されても地下水流量は地下構築物の周囲を迂回するものと想定される。 以上のことから、評価の指標とした「地盤沈下又は地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」を満足すると考える。</p>

表1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
5. 水循環	<p>①工事の施行中 【掘削工事に伴う地下水の水位及び流量の変化の程度】 本事業では、掘削範囲の周囲に遮水性の高いソイルセメント壁を T.P. 約+13m (G.L. 約-26m) まで施工し、掘削範囲内の第1帯水層の武蔵野礫層 (M₁) 及び第2帯水層の東京礫層 (T₀) をソイルセメント壁で外部と分離・遮水することと、掘削範囲への地下水の湧出を抑制する計画である。また、掘削工事にあたり掘削範囲に滞留している地下水を排水するが、限られた範囲の排水であることから、計画地及びその周辺の地下水位への影響はないと予測する。 被圧地下水である第3帯水層の上総層砂質土層 (Ka-s1) を対象とする地下水位は T.P.+24.10~27.23m であり、本事業では最大 T.P. 約+15m (G.L. 約-24m) まで掘削する計画であることから、盤ぶくれが生じるおそれがある。このため、デレーブ工法を用いて減圧排水を行うが、計画地周辺の地下水位への影響を低減するため、減圧排水は盤ぶくれ防止のために必要最低限の排水量及び期間となるよう配慮する。 工事の施行中においては、地盤変動と第1帯水層~第3帯水層を対象とした地下水位のモニタリングを掘削工事着手前から地下躯体工事完了後の1年間まで実施し、継続的に監視しながら施工を行う。なお、地下躯体工事完了後の1年間で地盤変動及び地下水の水位の安定が確認できない場合には、地盤変動及び地下水の水位の安定が確認できるまで継続して監視を行う。 以上のことから、評価の指標とした「地下水の水位及び流量に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考える。</p> <p>②工事の完了後 【地下構築物等の存在に伴う地下水の水位及び流量の変化の程度】 本事業では、山留壁の設置及び地下構築物の存在により、地下水の水位及び流量を及ぼす可能性がある。 既存資料調査及び現地調査結果を踏まえると、計画地周辺の帯水層は連続的かつ広域に分布しているものと想定される。これに対し、計画建築物の地下躯体が占める範囲は計画地内のみの限定的なものである。そのため、地下躯体が建築されても地下水流量は地下構築物の周囲を迂回するものと想定される。 以上のことから、評価の指標とした「地下水の水位及び流量に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考える。</p> <p>【土地の改変に伴う地表面流出量の変化の程度】 計画地内の地表面流出量は現状が約 0.60m³/s、工事の完了後が約 0.63m³/s であり、同程度である。 また、本事業では、「中野区雨水流出抑制施設設置指導要綱」に基づき、本事業で必要となる雨水流出抑制対策量 (約 1,407m³) を上回る 3,300m³ の雨水流出抑制権を設置する計画である。 以上のことから、評価の指標とした「土地の改変に伴い地表面流出量に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考える。</p>

表1(6) 環境に及ぼす影響の評価師の結論

項目	評価の結論
6. 日影	<p>①工事の完了後 【冬至日における日影の範囲、日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度】 計画地周辺への日影の影響を低減するため、長時間日影の影響を受ける範囲を極力小さくするよう配慮した建物配置、形状とすることにより、冬至日において、計画建築物による日影は、日影規制区域にも生じるもの、4時間以上の日影は、日影規制区域内には生じず、2.5時間以上の日影は、敷地境界線（計画地北側は道路に接するため、建築基準法に基づき、みなし境界線が適用される）から5m以上10m以下の範囲に収まると予測する。 以上のことから、評価の指標とした「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に定める規制値を満足すると考える。</p>
7. 電波障害	<p>①工事の完了後 【計画建築物の設置によるテレビ電波の遮へい障害及び反射障害】 計画建築物の設置による地上デジタル放送については、計画地の西側の一部の地域において遮へい障害が生じると予測するが、この地域に住宅等は存在しないため、受信障害の影響を及ぼすおそれはないと考える。衛星放送については、計画地の北東側及び北北東側の一部の地域において遮へい障害が生じると予測するが、工事の進捗により衛星放送の受信障害が発生すると予測される場合には、障害が発生する前に適切な対策を講じるとともに、工事の進捗や計画建築物により、本事業に起因する受信障害が発生した場合には、受信状況に応じた適切な対策を講じる。 以上のことから、評価の指標とした「テレビ電波の受信障害を起ささないこと」を満足すると考える。</p>
8. 風環境	<p>①工事の完了後 【平均風向、平均風速及び最大風速等の突風の状況並びにそれらの変化する地域の範囲及び変化の程度】 計画建築物建設前における計画地周辺の風環境は、概ね傾城A（住宅地相当）であり、傾城B（低中層市街地相当）も見られる。 計画建築物建設後（対策前）は、概ね傾城A（住宅地相当）または傾城B（低中層市街地相当）であるが、一部において傾城C（中高層市街地相当）が新たに生じる。しかし、防風対策を適切に講じることにより、傾城C（中高層市街地相当）は全て傾城B（低中層市街地相当）になると予測する。 以上のことから、計画建築物の存在に対し、計画地周辺における風環境は、変化はあるものの防風対策を実施することで傾城AまたはBを確保できることから「風工学研究所の提案による風環境評価指標に基づき風環境に著しい影響を与えないこと」を満足すると考える。</p>
9. 景観	<p>①工事の完了後 【主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度】 主要な景観の構成要素は、現況では、計画地内は中高層の建築物、計画地周辺は中高層の建築物の他、鉄道や公園等である。工事の完了後は、計画地や周辺地区での再開発事業等により高度利用が図られるが、主要な景観の構成要素の改変の程度は、現況と同じ中高層の建築物の他、鉄道や公園等であり、大きく変化しないと予測する。 また、計画建築物は最高高さ約260mの高層建築物であり、中野駅前の新たなシンボル拠点となり、本事業により賑わいを創出するまことにひらかれた広場空間や緑を創出することにより、活気と賑わいにあふれたまちづくりに寄与することから、評価の指標とした「中野の顔としてまた東京の新たな顔としてふさわしい、活気にとぎわいにあふれた拠点を形成すること」を満足すると考える。</p>

表1(7) 環境に及ぼす影響の評価師の結論

項目	評価の結論
9. 景観（続き）	<p>①代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度 工事の完了後には、計画建築物（高層部）を建設できる地点が近景域～遠景域の多くの地点で確認でき、中野駅前における新たなランドマークとして認識されるものと予測する。 以上のことから、評価の指標とした「新たなシンボル、ランドマークとなることを考慮した景観を形成すること」を満足すると考える。 【圧迫感の変化の程度】 工事の完了後の地域全体の形態率の変化量は、現況と比較して3.2～23.7%増加する。また、工事の完了後の計画建築物の形態率は、8.7～32.1%であると予測するが、屋上緑化の整備、沿道の緑化の推進、高層部と低層部を大底により分割を図る等の環境保全措置を実施することにより、圧迫感の軽減が図られるものと予測する。 以上のことから、評価の指標とした「圧迫感の軽減を図ること」を満足すると考える。</p>
10. 自然との触れ合い活動の場	<p>①工事の施行中 【施設の建設に伴う自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化の程度】 本事業では、工事開始1～15ヶ月目まで地上部の解体工事を行い、その後、工事開始16ヶ月目から計画建築物の建設工事に着手する計画である。建設工事の着手後の工事開始16～33ヶ月目までは計画地内のウオーキングコース（中野四季の森公園～中部スポーツ・コミュニティプラザコース）の一部が利用できる予定であるが、この期間中は中野駅前と中野四季の森公園を往来できる歩行者用の暫定通路を確保する予定である。なお、この期間中に中野駅前と中野四季の森公園を往来できる歩行者デッキが整備され、工事開始34ヶ月目以降は歩行者デッキを利用できるようになる予定である。 このため、ウオーキングコースの利用者は工事開始16～33ヶ月目において暫定通路を利用することになるが、中野駅前と中野四季の森公園間の歩行者用の動線は確保されるため、自然との触れ合い活動の場が持つ機能（ウオーキングコースの利用性）の変化は少ないと予測する。 以上のことから、評価の指標とした「自然との触れ合い活動の場が持つ機能に対し、著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考える。</p>
9. 景観	<p>②工事の完了後 【施設の供用及び関連車道の走行に伴う自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化の程度】 「中野四丁目新北口地区まちづくり方針」に位置付けられているように、中野新北口駅前から中野四季の森公園の間には、本事業に合わせて歩行者デッキが整備される計画である。 このため、将来のウオーキングコース利用者は、主に歩行者デッキを利用すると予想され、歩行者は車道を横断せず中野駅前と中野四季の森公園の間を移動できるようになり、安全性や回遊性が高まると期待できるため、自然との触れ合い活動が持つ機能（ウオーキングコースの利用性）は向上すると予測する。 また、将来のウオーキングコース利用者は、上述のように主に歩行者デッキを利用することになると予想されるため、関連車道の走行による自然との触れ合い活動が持つ機能（ウオーキングコースの利用性）への影響は少ないと予測する。 さらに、緑化計画においては、計画建築物と駅前の区所有の公共施設である広場と一体となる部分と、中野通りに面した北側でホテルの前面に広場を設け、そこに樹木等の植栽を行うとともに、計画建築物を敷地境界からセットバックさせ十分な歩行者空間を確保し樹木の植栽等を行うなど、緑豊かなめどりと潤いある周辺地区と連携した緑のネットワークを創出することにより、計画建築物周りの自然との触れ合い活動の機能が向上すると予測する。 以上のことから、評価の指標とした「自然との触れ合い活動の場が持つ機能に対し、極力影響を及ぼさないこと」を満足すると考える。</p>

表1(8) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
11. 廃棄物	<p>①工事の施行中 【解体工事に伴う廃棄物の排出量、再資源化量、再利用率及び処理・処分方法】 解体工事に伴う廃棄物の排出量は、約133,393tと予測する。廃棄物等は分別を徹底し、「東京都建設リサイクル推進計画」に示される令和6年度達成基準値を踏まえて可能な限り再資源化等を図る計画である。再資源化等が困難な場合は、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はモニタリングにより確認する。 以上のことから、評価の指標とした「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等に基づく事業者の高齢を果たし、「東京都建設リサイクル推進計画」に示される令和6年度達成基準値」を満足すると考える。 【建設工事に伴う建設発生土及び建設廃棄物の排出量、再資源化量、再利用率及び処理・処分方法】 建設工事に伴う建設発生土の排出量は約448,109m³、建設汚泥の排出量は約23,697m³と予測する。これらの廃棄物は、「東京都建設リサイクル推進計画」に示される令和6年度達成基準値を踏まえて可能な限り有効利用及び再資源化を図る計画である。また、建設発生土は、受け入れ機関の受け入れ基準への適合を確認したうえで場外搬出する。その他の建設発生土は法令に基づき、適正に処理・処分する。建設汚泥の再資源化が困難な場合は、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はモニタリングにより確認する。 建設工事に伴う建設廃棄物（建設汚泥以外）の排出量は、約9,323tと予測する。これらの廃棄物は分別を徹底し、種類に応じた保管、排出、再資源化の促進及び不要材の減量を図るとともに、「東京都建設リサイクル推進計画」に示される令和6年度達成基準値を踏まえて可能な限り再資源化等を図る計画である。また、建設廃棄物（建設汚泥以外）は再資源化が困難な場合は、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はモニタリングにより確認する。 以上のことから、評価の指標とした「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等に基づく事業者の責務を果たし、「東京都建設リサイクル推進計画」に示される令和6年度達成基準値」を満足すると考える。</p> <p>②工事の完了後 【施設の供用に伴う廃棄物の種類、排出量、再資源化量、再利用率及び処理・処分方法】 施設の供用に伴う廃棄物の排出量は、約11,904kg/日と予測する。事務所、店舗等から発生する事業系廃棄物は分別して廃棄物保管施設に保管を行い、廃棄物処理業の許可を得た業者に委託して、再資源化を含め適正に処理・処分を行う。住宅から発生する家庭廃棄物は、分別して廃棄物保管施設に保管し、中野区の収集により、適正に処理される計画であるとともに、「第4次中野区一般廃棄物処理基本計画」に示される令和12（2030）年度の目標値を踏まえて可能な限り再資源化を図る計画である。 以上のことから、評価の指標とした「第4次中野区一般廃棄物処理基本計画」の目標とする資源化率（令和12（2030）年度目標値）を満足すると考える。</p> <p>③工事の完了後 【施設の供用に伴う温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量の程度及びそれらの削減の程度】 計画建築物の二酸化炭素排出量は、11,432t-CO₂/年であり、基準建築物と比べた削減量は8,007t-CO₂/年、削減率は約41.2%と予測する。 本事業では、各用途で建築的手法による省エネルギー措置、設備エネルギーの省エネルギー措置等により温室効果ガスの発生量の削減に努める。 以上のことから、評価の指標とした「地球温暖化対策の推進に関する法律」、「環境確保条例」等に示される事業者の責務を満足すると考える。</p>
12. 温室効果ガス	

●東京都告示第五十一号

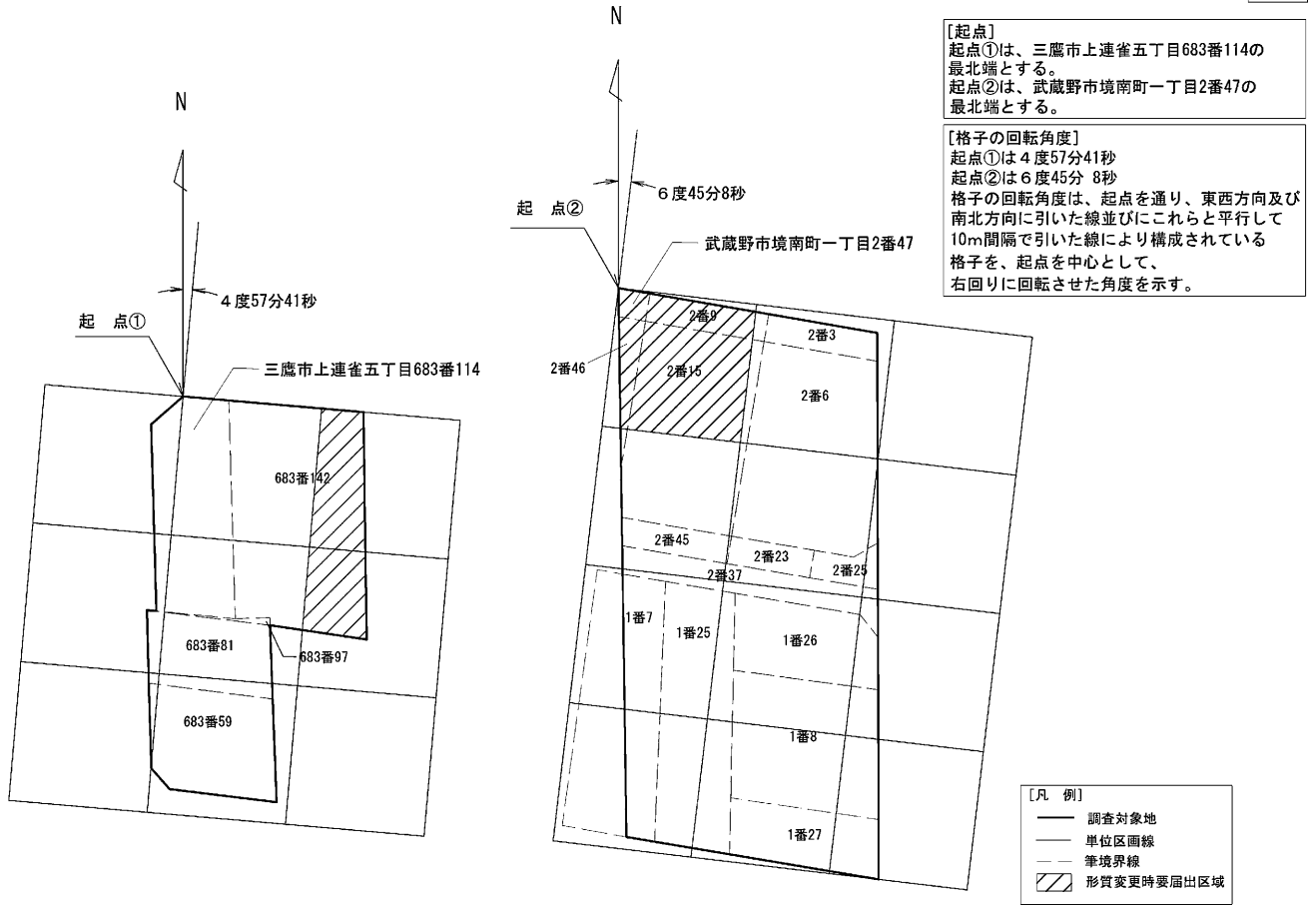
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年一月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（三鷹市上連雀五丁目及び武蔵野市境南町一丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

別図



●東京都告示第五十二号

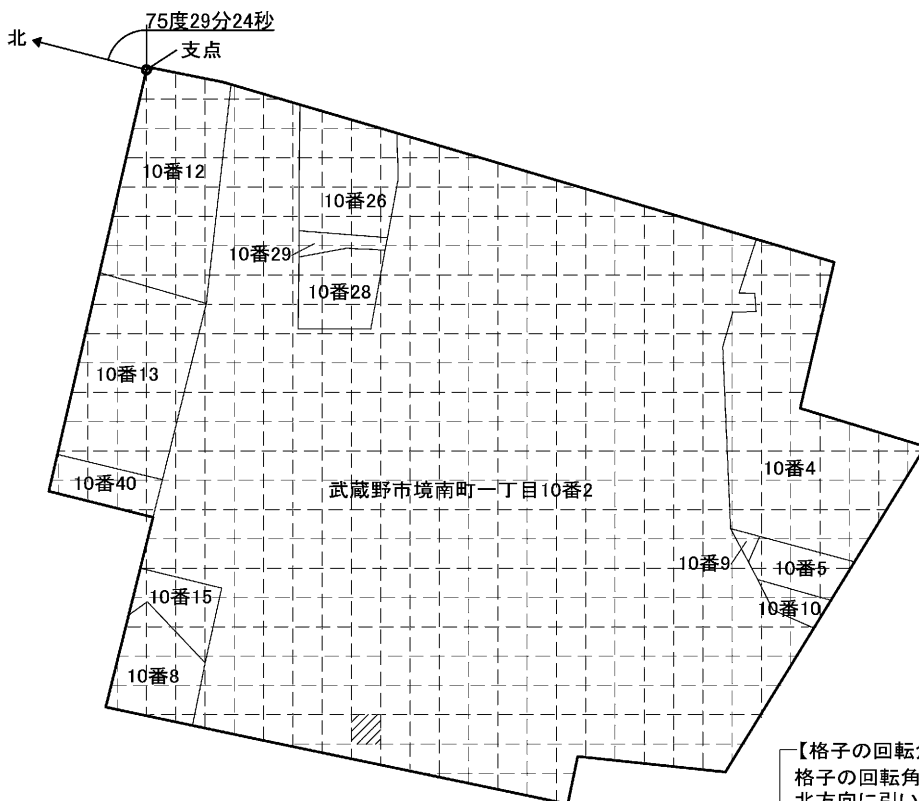
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和元年東京都告示第二百二十八号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年一月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（武蔵野市境南町一丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 指定を解除する区域

【支点】

支点は、武蔵野市境南町一丁目10番12の最北端とする。

【格子の回転角度(75度29分24秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第五十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「法」という。)第五十四条の二第二項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。))第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、介護機関を指定したので、法第五十五条の三第一号及び生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条(中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。))の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年一月二十三日

東京都知事 小池 百合子

介護保険事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
1341654490	有限会社ケイ・アンド・アイ調剤	埼玉県上尾市大字大谷本郷650-1	こまごめ薬局	東京都豊島区駒込1-3-15 菊水ビル1階	居宅療養管理指導	令和4年9月1日
1341654490	有限会社ケイ・アンド・アイ調剤	埼玉県上尾市大字大谷本郷650-1	こまごめ薬局	東京都豊島区駒込1-3-15 菊水ビル1階	介護予防居宅療養管理指導	令和4年12月1日
1311136589	医療法人社団泰山木会	東京都大田区中央2-7-3	医療法人社団泰山木会 持田医院	東京都大田区中央2-7-3	訪問看護	令和4年12月1日
1311136589	医療法人社団泰山木会	東京都大田区中央2-7-3	医療法人社団泰山木会 持田医院	東京都大田区中央2-7-3	介護予防訪問看護	令和4年12月1日
1311136589	医療法人社団泰山木会	東京都大田区中央2-7-3	医療法人社団泰山木会 持田医院	東京都大田区中央2-7-3	訪問リハビリテーション	令和4年12月1日
1311136589	医療法人社団泰山木会	東京都大田区中央2-7-3	医療法人社団泰山木会 持田医院	東京都大田区中央2-7-3	介護予防訪問リハビリテーション	令和4年12月1日
1311136589	医療法人社団泰山木会	東京都大田区中央2-7-3	医療法人社団泰山木会 持田医院	東京都大田区中央2-7-3	居宅療養管理指導	令和4年12月1日
1311136589	医療法人社団泰山木会	東京都大田区中央2-7-3	医療法人社団泰山木会 持田医院	東京都大田区中央2-7-3	介護予防居宅療養管理指導	令和4年12月1日
1341955244	有限会社みゆき薬局	東京都板橋区徳丸3-11-1	みゆき薬局	東京都板橋区徳丸3-11-1	居宅療養管理指導	令和4年12月1日
1341955244	有限会社みゆき薬局	東京都板橋区徳丸3-11-1	みゆき薬局	東京都板橋区徳丸3-11-1	介護予防居宅療養管理指導	令和4年12月1日
1342255057	有限会社七草薬局グループ	東京都葛飾区金町6-8-9	みなみ調剤薬局	東京都葛飾区金町6-8-9	居宅療養管理指導	令和4年11月1日
1342255057	有限会社七草薬局グループ	東京都葛飾区金町6-8-9	みなみ調剤薬局	東京都葛飾区金町6-8-9	介護予防居宅療養管理指導	令和4年12月1日
1340956144	有限会社タカ・コーポレーション	岩手県岩手郡雫石町南畑31-92-16	大井町タカ薬局	東京都品川区二葉1-8-8	居宅療養管理指導	令和4年12月1日
1340956144	有限会社タカ・コーポレーション	岩手県岩手郡雫石町南畑31-92-16	大井町タカ薬局	東京都品川区二葉1-8-8	介護予防居宅療養管理指導	令和4年12月1日
1344151213	生越 優	東京都小金井市本町1-10-5	優健堂薬局	東京都小金井市本町1-10-5	居宅療養管理指導	令和4年9月1日
1344151213	生越 優	東京都小金井市本町1-10-5	優健堂薬局	東京都小金井市本町1-10-5	介護予防居宅療養管理指導	令和4年12月1日

介護保険事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
1344252144	有限会社アイエヌティー	東京都世田谷区上祖師谷6-1-2-105	スカイ薬局	東京都調布市仙川町1-19-23 エトワール仙川1階101号室	居宅療養管理指導	令和4年10月1日
1344252144	有限会社アイエヌティー	東京都世田谷区上祖師谷6-1-2-105	スカイ薬局	東京都調布市仙川町1-19-23 エトワール仙川1階101号室	介護予防居宅療養管理指導	令和4年12月1日
1330648519	医療法人社団松高会	東京都台東区上野2-11-6 黒沢ビル2階	医療法人社団松高会 松下歯科医院	東京都台東区上野2-11-6 黒沢ビル2階	居宅療養管理指導	令和4年12月1日
1330648519	医療法人社団松高会	東京都台東区上野2-11-6 黒沢ビル2階	医療法人社団松高会 松下歯科医院	東京都台東区上野2-11-6 黒沢ビル2階	介護予防居宅療養管理指導	令和4年12月1日
1310670638	医療法人社団同善会	東京都台東区三ノ輪2-7-5	医療法人社団同善会 同善病院	東京都台東区三ノ輪2-7-5	訪問リハビリテーション	令和4年12月1日
1310670638	医療法人社団同善会	東京都台東区三ノ輪2-7-5	医療法人社団同善会 同善病院	東京都台東区三ノ輪2-7-5	介護予防訪問リハビリテーション	令和4年12月1日
1310670638	医療法人社団同善会	東京都台東区三ノ輪2-7-5	医療法人社団同善会 同善病院	東京都台東区三ノ輪2-7-5	居宅療養管理指導	令和4年12月1日
1310670638	医療法人社団同善会	東京都台東区三ノ輪2-7-5	医療法人社団同善会 同善病院	東京都台東区三ノ輪2-7-5	介護予防居宅療養管理指導	令和4年12月1日
1342450542	T & T 有限会社	東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎字狭山282-2 バインフラット105	みずほ調剤薬局	東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎字狭山282-2 バインフラット105	居宅療養管理指導	令和4年12月1日
1342450542	T & T 有限会社	東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎字狭山282-2 バインフラット105	みずほ調剤薬局	東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎字狭山282-2 バインフラット105	介護予防居宅療養管理指導	令和4年12月1日
1371101690	株式会社ティーシーエス	東京都大田区池上6-30-9	トータルケアサービス本社事業所	東京都大田区西蒲田3-4-1 1階	特定福祉用具販売	令和4年9月1日
1371101690	株式会社ティーシーエス	東京都大田区池上6-30-9	トータルケアサービス本社事業所	東京都大田区西蒲田3-4-1 1階	特定介護予防福祉用具販売	令和4年9月1日
1372700474	有限会社シンヨー	東京都東村山市青葉町1-2-45	シンヨーケアサービス	東京都東村山市本町4-3-5	特定福祉用具販売	令和4年12月1日
1372700474	有限会社シンヨー	東京都東村山市青葉町1-2-45	シンヨーケアサービス	東京都東村山市本町4-3-5	特定介護予防福祉用具販売	令和4年12月1日

●東京都告示第五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十条の規定により告示する。

令和五年一月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林予定森林の所在場所

西多摩郡奥多摩町川井字穴沢四九三番一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び奥多摩町役場に備え置いて縦覧に供する。）

●東京都告示第五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条

の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十条の規定により告示する。

令和五年一月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林予定森林の所在場所

あきる野市戸倉字星竹足瀬一二三四番、一二三五番イから同番ハまで・一二三九番（以上四筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及びあきる野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

●東京都告示第五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定であるので告示する。

令和五年一月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林予定森林の所在場所

あきる野市養沢字大平一〇九八番から一一〇〇番まで、一一〇二番、一一〇三番、一一〇八番・字鏡沢一〇九〇番・一〇九二番口及び一〇九三番（以上四筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及びあきる野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

●東京都告示第五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。令和五年一月二十三日
東京都知事 小 池 百合子
一 保安林の所在場所

大島町元町字式千坪山三二五番(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び大島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十九条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届出があったので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和五年一月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人フードバンク渋谷

二 代表者の氏名

久保田 文吾

三 主たる事務所の所在地

渋谷区松濤一丁目二十六番六号

認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十三条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和五年一月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人日本アマチュア演奏家協会

二 代表者の氏名

奥村 早苗、梶岡 肇、永田 雅夫

三 主たる事務所の所在地

新宿区歌舞伎町二丁目六番十六号 パレドール歌舞伎町第二二〇一号

四 その他の事務所の所在地

大阪府大阪市住吉区大領四丁目十三番十七号 福井秀紀方

一 名称

特定非営利活動法人消費者スマイル基金

二 代表者の氏名

河野 康子

三 主たる事務所の所在地

千代田区六番町十五

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年一月二十三日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

西東京市谷戸町三丁目三千九百五十五番地三 埼玉県越谷市南越谷一丁目十二番一の一部(第一工区) 二千九百五十五番地三 中央グリーン開発株式会社 代表取締役 中内慶太郎

東村山市秋津町一丁目二十九番三十一から同番四十一まで 東村山市秋津町一丁目三十一番地七 久保キミエ

調布市佐須町四丁目四十七番一から同番八まで 小平市鈴木町一丁目四百七十五番地一 武蔵開発株式会社 代表取締役 深松 優

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店

舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年一月二十三日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和五年一月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 クイーンズ伊勢丹杉並桃井店
- 二 店舗所在地 杉並区桃井三丁目五番一号
- 三 設置者名 三井住友信託銀行株式会社
- 四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目四番一号
- 五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社エムアイフーズスタイル
ほか四名
- 六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社エムアイフーズスタイル
ほか三名
- 七 変更日 令和四年十二月四日
- 八 届出日 令和四年十二月二十三日
- 九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十 縦覧期間 令和五年一月二十三日から同年五月二十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十一 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

令和5年1月23日

東京都収用委員会

会長 松 尾 弘

- 1 起業者の名称 東京都
- 2 事業の種類 東京都市計画道路事業補助線街路第86号線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
- 4 土地所有者の氏名及び住所
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
- 6 裁決手続開始決定年月日 令和5年1月12日

別記のとおり

別記

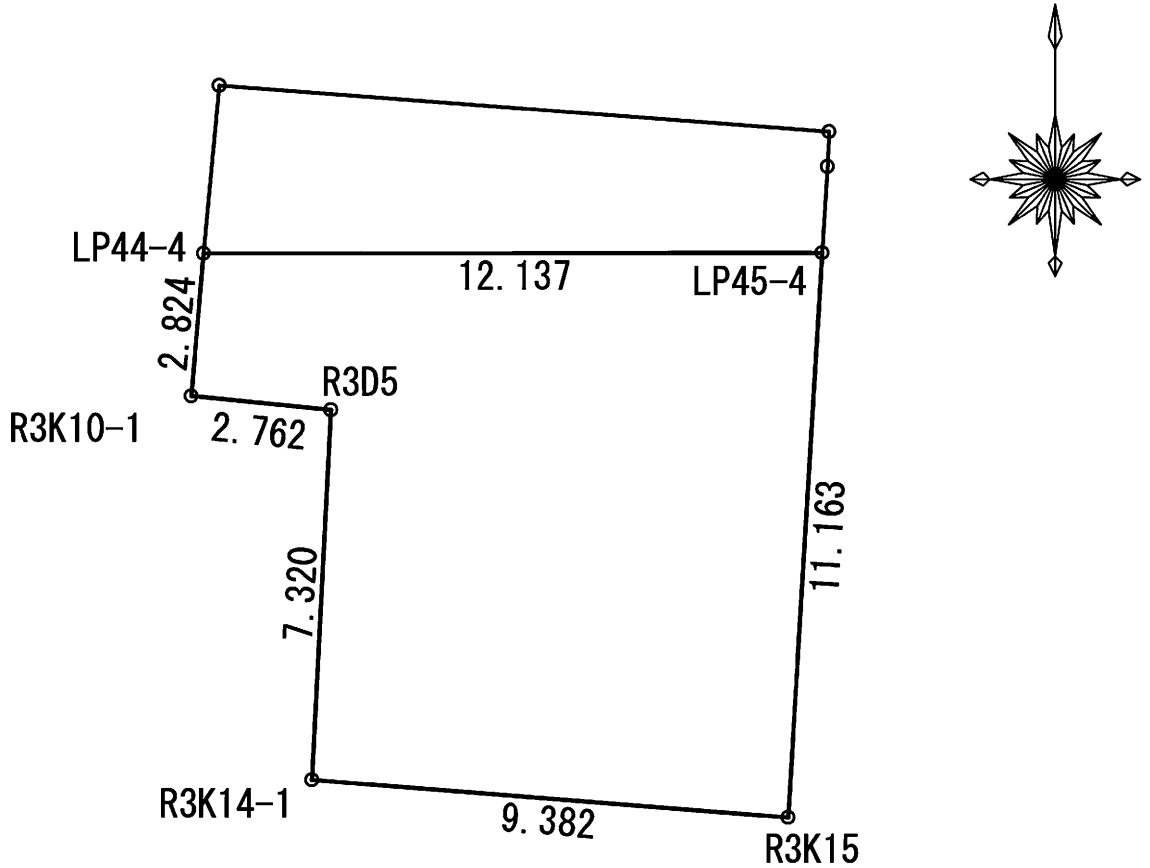
裁決手続の開始を決定した土地					土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備考
所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	
東京都北区志茂一丁目	31番28	宅地	144.12 m ²	144.12 m ²	金子教子	東京都北区志茂一丁目31番2号	金子尚文	東京都北区志茂一丁目31番2号	土地の使用貸借による権利	別 図 の と お り

別 図

裁決手続の開始を決定した土地

東京都北区志茂一丁目 31 番 28 のうち

109.64 平方メートル



単位：メートル

測 点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	備 考
LP44-4	-24793.746	-9309.678	-26318.459706	計算点
LP45-4	-24793.732	-9297.541	103481.631330	計算点
R3K15	-24804.876	-9298.206	96775.728048	計算点
R3K14-1	-24804.140	-9307.560	-74897.935320	金属標
R3D5	-24796.829	-9307.182	-70557.746742	金属標
R3K10-1	-24796.559	-9309.931	-28702.517273	計算点
倍 面 積			-219.299663	
面 積			109.6498315	
地 積			109.64 m ²	

発 行
東 京 都
東 京 都 新 宿 区 西 新 宿 二 丁 目 八 番 一 号
電 話 〇 三 (五 三 三 一) 一 一 一 一 (代)
郵 便 番 号 163-8001
定 価

本 号
一 箇 月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)
五〇円

印刷所
勝 美 印 刷 株 式 会 社
東 京 都 文 京 区 白 山 一 丁 目 十 三 番 七 号
電 話 〇 三 (三 八 二 二) 五 二 〇 一 (代)

郵便番号
113-0001

